



平成27年 2月25日

鳥取県知事 平井伸治様

管理者 倉吉市横田440-7
鳥取県ライフル射撃協会
会長 戸田 至



鳥取県営ライフル射撃場の管理運営に関する協定第19条により、鳥取県営ライフル射撃場の事業計画書等下記のとおり、提出します。

記

平成27年度事業計画書

- (1) 委託業務の実施計画 [様式2]
- (2) 委託業務に係る収支計画 [様式3]

(様式2)

鳥取県営ライフル射撃場の委託業務に関する事業計画書

1 管理運営の基本的考え方

(1) ライフル射撃場の指定管理者を希望する理由

ライフル射撃競技は「銃砲刀剣類所持等取締法」によって規制される競技であり、第一義的にライフル射撃競技に知識を有する団体、個人によって管理されることが妥当と考えるところであり、鳥取県ライフル射撃協会が指定管理を希望するものである。

(2) 管理運営の方針

- 1 基本的には、鳥取県ライフル射撃協会会員（以下会員という）が主たる利用者となるものであり、会員の利用に対してはいつでも利用できる体制を執ることにしている。
- 2 会員以外で銃を所持している者については、所持期間の更新時に射撃証明書が必要であり、これの実施できるのは射撃場以外にないことから、申し出を受けたら射撃指導員のもとこれを実施することとしている。
- 3 収入の主なものは会員の会費と使用料であることから、会員の確保と競技会の誘致、大学等の強化合宿誘致など使用回数の増加をはかることとする。
- 4 支出は利用者に価格意識を徹底し経費削減を図る。

(3) 他の施設管理の実績

なし

2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

(1) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

射撃競技を希望する者に対して、ただして知識の普及と実技（ビームライフル）の講習等を実施する。

(2) 利用者等の要望の把握及び対応方針

一般の利用者からの要望については役員のところできりまとめ、要望の内容に沿った対応を指導員が主として対応する。

3 施設管理

(1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方

射場内の設備については、管理者による常時点検と、会員及び利用者に対しても設備管理の意識を持つよう指導していく。また、射場内は雑草が多く茂るので、都度会員等による草刈り、清掃と害虫駆除などを実施して環境を整備する。

(2) 外部委託の考え方

射撃という特殊性から、射撃場の管理を全面的に外部委託するということは考慮していない。ただ管理棟の警備については、警備会社による機械警備を今後とも継続していきたい。

4 料金設定

(1) 開館時間の考え方と設定内容

休館日を除き午前9時より午後8時まで

(2) 休館日の考え方と設定内容

毎週月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

(3) 利用料金の考え方と設定内容

下記のとおりとする

区分	利用方法・利用時間	金額
スモールボア・ライフル射撃場	専用利用 1時間につき	2,800円
	一般利用 1人1時間につき	130円
エア・ライフル射撃場 ビーム・ライフル射撃場	専用利用 1時間につき	1,390円
	一般利用 1人1時間につき	70円

(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容

使用料の減免については、次に定めるところによる。

- (1) 障害者及びその介護者が一般利用するとき。（鳥取県ライフル射撃協会（以下「協会」という）の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）

減免率 10/10

- (2) 生徒または学生が利用（専用利用するに当たっては、利用日6日前から利用日までの間における申し込みの者に限る）をするとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）

減免率 10/10

- (3) 70歳以上の者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）

減免率 10/10

- (4) 要介護者及びその介護者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）

減免率 10/10

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

管理棟には、警備会社による機械警備システムを導入し、無断進入、盗難、火災の監視を行っているのでこれを継続する。

退場時には管理者のもとで、火の元の点検、施錠等のチェックを実施する。

施設利用時は、利用者に危害予防を徹底させる。

(2) 緊急時の体制・対応

緊急時連絡網を作成し、これに基づき役員、会員への連絡を行い集合の上対応する。

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

苦情等があった場合は、理事長に情報を提供し役員会に諮るなどの方法で適切に対処する。

6 個人情報保護等への対応

(1) 個人情報の保護への対応

県の条例の主旨を踏まえて必要な整備を行う。射撃指導等で受け付けた個人情報は事務局長のもとで保管管理をし、原則として公開しない。

(2) 情報の公開への対応

県の条例の主旨を踏まえて必要な整備を行う。管理面、経理面での照会については、書面による請求に対して事務局長において書面で回答する。

7 ライフル射撃の普及振興の考え方

(1) ライフル射撃の普及振興の考え方

ライフル射撃競技は「銃砲刀剣類所持等取締法」によって規制される競技であり、誰もが簡単に競技に触れられないという特殊性を持つ。このため、規制のないビームライフルを使用し、射撃を体験並び基礎練習できる場を提供して、競技への接点を作り、普及と競技者の育成をはかる。

また、中高生に対しては、学校等への競技紹介を行い、学校側への理解を得るとともに選手獲得を目指す。

(2) ライフル射撃の普及振興に係る事業

- 1 希望者に対し、随時ビームライフル体験会を実施する。料金は無料とする。
- 2 各種イベント等において、ビームライフル体験記録会を実施し、競技の紹介を行う。料金は無料とする。

8 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織

別紙

(2) 人材育成

役員については、ベテラン協会員がその役職を担当しているが、現状は協会員ほぼ固定化しているため若い会員の加入を推進して増加をはかる考えである。その一端として中学・高校の生徒の加入に努力していく。

(3) 各構成団体の役割、経費に関する責任分担等に関する事項

該当なし

9 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

該当なし

10 その他計画等

(1) 管理業務の移行計画

なし

(2) その他

(様式3-1)

平成27年度鳥取県営ライフル射撃場の委託業務に関する収支計画書

法人等の名称(鳥取県ライフル射撃協会)

(単位:千円)

		内訳	金額	
収入項目	利用料金収入	射場使用料 月間4,900円×12ヶ月=59千円	59	
	その他の収入		0	
収入合計(A)			59	
支出項目	人件費(常勤職員)			
	人件費(非常勤職員)	射場管理者出役補助(日当、車馬賃) 440	440	
	施設維持管理費	消耗品費 12		460
		印刷製本費 15		
		通信運搬費(電話、郵便) 75		
		手数料(トイレくみ取り) 18		
会館警備委託料 245				
	射撃場清掃整備費 95			
光熱水費	光熱水道費 85 燃料費(灯油) 27		112	
修繕費	備品修理費 30		30	
その他の経費			0	
支出合計(B)			1,042	
県からの委託料	支出合計(B)－収入合計(A)		983	

(注1) 支出合計(B)－収入合計(A)を県からの委託料とするため、収入項目には県からの委託料を含めないこと。

(注2) 各年度ごとの事業に合わせて、収支計画書を作成すること。

(注3) 事業費については、維持管理業務以外に何らかの事業を行う場合に記載すること。

(注4) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注5) 「内訳」欄には、各項目に、適宜小項目を設け、当該小項目ごとの金額を記載すること。

管理運営の組織図

